

1 0 年 保 存

群 広 第 1 2 号

令 和 5 年 1 月 2 3 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の推進要領について（通達）

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供については、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の推進について（平成30年5月30日付け群広第145号通達。以下「旧通達」という。）に基づき運用をしてきたところであるが、犯罪被害者等に対する精神的負担の軽減等に関する支援を更に的確に推進するため、別添のとおり新たに犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の推進要領を制定し、運用を開始することとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の推進要領

### 第1 制定の趣旨

この要領は、犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）による犯罪被害者等に対する早期確実かつ効果的な支援活動の実施を図るため、警察から早期援助団体への的確な情報提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

#### 1 早期援助団体

犯罪被害等（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する犯罪被害等をいう。以下同じ。）を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、その事業を行う者として、法第23条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいう。

なお、本県では、公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま（以下「すてっぷぐんま」という。）が平成24年6月1日から早期援助団体の指定を受けている。

#### 2 犯罪被害者情報

犯罪被害者等の同意を得た上で提供する当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

#### 3 所属事務担当者

警察署の警務課長若しくは犯罪被害者支援係長の職にある者又は高速道路交通警察隊副隊長で、早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供事務にあたる者をいう。

### 第3 情報提供制度の意義

犯罪被害等を受けた直後の犯罪被害者等は、多くの場合、混乱やショック状態で援助を要請することの必要性を自ら判断することや、民間の犯罪被害者支援団体が信頼できる団体かどうかを判断することが困難な状況にある。さらに、犯罪被害者等が自らの被害について、民間の犯罪被害者支援団体に対して繰り返し説

明することにより、犯罪被害者等に過大な精神的負担をかけることになる。

情報提供制度は、警察が早期援助団体に対して犯罪被害者情報を迅速に提供することで、犯罪被害者等が自らの被害について繰り返し説明することによって生じる精神的負担を軽減するとともに、警察等の公的機関のみでは対応できない犯罪被害者等が抱える多様なニーズに対して、被害直後の早い段階から早期援助団体が能動的に対応するための重要な制度である。

#### 第4 早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供

##### 1 情報提供が必要と認められる犯罪被害

法が規定する犯罪被害は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものも含まれるとされ、支援時点において死亡、重傷病又は障害の被害が既に発生していることを要件としていないことから、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による被害は、全て早期援助団体が法に基づき支援する犯罪被害となり得る。よって、事件の軽重に捉われず、中・長期にわたる継続的な支援の必要性が想定される場合や当該事件を担当する捜査員又は指定被害者支援要員が、犯罪被害者等の状態等から早期援助団体による支援が必要と認めた場合には、情報を提供するものとする。

##### (1) 情報提供が必要と認められる場合の具体例

- ア 犯罪被害等のショックにより、心身への影響が大きい場合
- イ 専門的な知識を有する者（弁護士、カウンセラー等）の支援が必要な場合
- ウ 各種申請への補助支援が必要な場合
- エ 警察、病院、公判等への付添い支援が必要な場合（公判の代理傍聴を含む。）
- オ 家事の支援等の生活全般にわたる支援が必要な場合

##### (2) 交通死亡事故等の法の規定外の事故事件

過失犯である交通死亡事故等、法が規定する犯罪被害に当たらない被害を生じさせる事件事故についても、本人の同意の下、早期援助団体へ情報を提供することは可能であると解されるので、(1)に準ずる扱いとすべきものとして、早期援助団体と協議した上で、可能な限り情報を提供するものとする。

##### 2 提供する犯罪被害者情報の内容

早期援助団体に提供する犯罪被害者情報の内容は、当該団体と犯罪被害者等との連絡を容易にし、各種支援活動が円滑に行われ、かつ犯罪被害者等が自らの被害を繰り返し説明すること等を避けるために必要な個人情報（当該個人を識別することができるもの。）とし、具体的には次に掲げるものとする。

なお、提供する犯罪被害者情報内に、捜査その他警察の事務、若しくは公判に支障を及ぼし又は関係者の名誉、その他権利利益を不当に侵害するおそれの

ある情報を含む場合については、個別に判断するものとする。

- (1) 犯罪被害者等の氏名、性別、年齢、住所及び連絡先等
- (2) 犯罪被害の概要（被害の発生日時、場所、被害の程度及び内容等）

## 第5 情報提供の具体的要領

### 1 犯罪被害者等の同意の確保

#### (1) 事前説明の実施

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪被害者等の状態等から早期援助団体による支援が必要と認められる事案については、犯罪被害者等に対して、次に掲げる事項を確実に説明するものとする。

この場合において、犯罪被害者等が未成年者又は心身の状況から適切な判断が下せない状態にある者であるときは、原則として、法定代理人たる親権者等にも説明しなければならない。

ア 早期援助団体は、都道府県公安委員会から指定を受けた団体であり、法により、当該団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には守秘義務が課せられていること。

イ 早期援助団体が行っている支援（援助事業）の具体的内容に関すること。

ウ 早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供は、犯罪被害者等が被害の概要を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減のために必要であること。

エ 早期援助団体が犯罪被害者等に対する必要な支援の内容及び体制等を判断するために犯罪被害者情報の提供が必要であること。

#### (2) 犯罪被害者等からの同意

警察署長等は、犯罪被害者情報を早期援助団体に提供する場合には、犯罪被害者等からの明示の同意が必要であることから、次により同意の確認を行うものとする。

ア 犯罪被害者等が早期援助団体からの連絡を希望した場合には、被害者の手引に添付の同意書又は本通達添付の同意書（別記様式第1号）を犯罪被害者等から速やかに徴すること。

なお、同意書を徴することが困難と認められるときは、口頭による同意であっても差し支えないものとするが、その経過を書面により明らかにしておくこと。

イ 犯罪被害者等が早期援助団体からの連絡を希望しない場合又は回答を保留して直ちに意思確認が取れない場合は、早期援助団体にいつでも連絡・相談できる旨を説明すること。

ウ 同一の犯罪被害者等に関し、異なる犯罪被害者情報を追加して早期援助団体に提供する場合には、その都度、当該犯罪被害者等から同意書を徴して行うものとする。

(3) その他留意事項

犯罪被害者等が情報提供に対する希望の有無の回答を保留した場合には、後日意向を確認すること。また、犯罪被害直後の段階において犯罪被害者等が情報提供を断った場合において、なおも早期援助団体による支援が必要と認められる場合は、犯罪被害者等が落ち着いた時期に再度説明するなどの措置を講じること。

2 犯罪被害者情報の提供

犯罪被害者等から早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供について同意が得られた場合は、次により措置するものとする。

(1) 犯罪被害者情報提供の報告

警察署長等は、所属事務担当者に命じて犯罪被害者情報提供簿（別記様式第2号）を作成の上、同意書の写し又はその経過を明らかにした書面とともに、速やかに警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）に報告するものとする。この場合、所属事務担当者は、送付日時、受信者等の処理結果を犯罪被害者情報管理簿（別記様式第3号）に記載するものとする。

(2) 早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供

前記(1)の報告を受けた広報広聴課長は、犯罪被害者情報提供簿等の内容及び早期援助団体への情報提供の必要性を検討した上、早期援助団体の情報管理責任者等に対し、口頭又は犯罪被害者情報提供簿の写しにより、速やかに情報提供を行うものとする。この場合、広報広聴課事務担当者は、情報提供日等を情報提供実施簿（別記様式第4号）に記載するものとする。

広報広聴課長は、早期援助団体への情報提供後、同旨を警察本部長（以下「本部長という。」）に報告するものとする。

(3) 早期援助団体から他団体等への犯罪被害者情報の提供

早期援助団体が継続的な支援活動を行うため、警察から提供された犯罪被害者情報を他の関係機関、団体等へ提供する必要がある場合は、早期援助団体の定める様式により、広報広聴課長を経て本部長宛て申請させるものとする。

申請を受けた広報広聴課長は、申請内容を検討の上、速やかに早期援助団体に結果を通知するとともに、同結果を本部長に報告するものとする。

第6 関係都道府県警察及び早期援助団体との連携

犯罪被害者情報の提供は、他の都道府県の早期援助団体に対しても行い得る

ものであることから、広報広聴課長は、犯罪被害者等の居住地が他の都道府県の場合などで他の都道府県の早期援助団体に対して情報提供を行う場合には、当該団体を管轄する警察本部又は当該団体に対して支援体制、支援内容等を確認するなど、適切な支援対応が図られるよう配慮すること。また、警察署長等は、犯罪被害者等の居住地が他の都道府県の場合であり、かつ犯罪被害者等が支援を要請している場合には、速やかに広報広聴課長と協議の上、適切な対応に努めること。

## 第7 早期援助団体における支援状況の把握

### 1 支援状況等の確認及び記録

広報広聴課長及び警察署長等は、早期援助団体に犯罪被害者情報を提供した事案について、随時、支援状況等の確認に努め、確認した内容については、必要に応じて相互に情報共有を図るものとする。この場合、広報広聴課長及び警察署長等は、共有内容を犯罪被害者情報提供簿に記録するものとする。

### 2 他の都道府県警察から提供を受けた犯罪被害者情報に基づく支援状況の把握

広報広聴課長は、早期援助団体が他の都道府県警察から犯罪被害者情報の提供を受けた場合は、その内容及び支援状況の把握に努めるとともに、必要な協力、援助を行うものとする。

## 第8 報告等

広報広聴課長は、次の事項を把握した場合は、速やかに警察本部長に報告するものとする。

- 1 警察署長等から重要・重大又は特異事案の事件・事故等に係る犯罪被害者情報提供の報告を受けたとき。
- 2 早期援助団体から、犯罪被害者情報を提供した犯罪被害者等の支援に関し、協力要請があったとき、又は支援活動を終了した旨の連絡を受けたとき。
- 3 早期援助団体の支援に対する犯罪被害者等からの苦情等を把握したとき。
- 4 早期援助団体における犯罪被害者情報の不正な取扱いを把握したとき。
- 5 早期援助団体が行う犯罪被害者支援活動に関し、参考となる事項を把握したとき。

## 第9 早期援助団体に対する協力

早期援助団体は、法により規定された犯罪被害者等に対して支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない団体であるとして、公安委員会から指定されている。

警察署長等は、情報提供制度を効果的に運用するため、早期援助団体の活動内容等を部内外に周知するための各種会合、教養を行うほか、広報啓発資料等の作成配布等、あらゆる機会を通じて積極的な広報活動を実施するとともに、

警察施設の利用提供等による協力を行うものとする。

#### 第10 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供に関し必要な事項は、広報広聴課長と協議の上、措置するものとする。
- 2 被害者の手引に添付の同意書を徴した場合は、A4用紙に貼付して保存すること。